

防衛省新型インフルエンザ等対策計画の概要

1 目的

本対策計画は、政府行動計画を踏まえて、防衛省・自衛隊による新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に行うため、防衛省・自衛隊が整備すべき態勢、実施する措置の内容その他必要な事項の方針を示すことを目的とする。

2 基本方針

防衛省・自衛隊は、平素から関係機関と密接に連携及び協力し、国内外において新型インフルエンザ等が発生した場合においても、主たる任務の継続的遂行に万全を期すとともに、隊員の安全を確保した上で、関係機関からの要請に応じ、新型インフルエンザ等対策に関する活動を実施する。

3 防衛省・自衛隊における感染予防のための措置

- (1) プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の投与
- (3) 資器材等の調達
- (4) 自衛隊の部隊等における感染対策

4 新型インフルエンザ等対策に関する活動内容等

自衛隊法第83条「災害派遣」、第84条の3「在外邦人の輸送」等により、以下を実施。

- (1) 家きんに対する防疫対策（未発生期等）

都道府県知事からの要請に基づき、自衛隊の部隊等による支援を行う。
- (2) 在外邦人の輸送（海外発生期以降）

政府対策本部の決定を受け、外務省からの依頼により、発生国から検疫実施空港又は港湾まで、自衛隊の航空機、艦艇等による在外邦人の輸送を行う。
- (3) 自衛隊医官等による検疫支援（海外発生期～国内発生早期）

検疫強化が実施されている場合において、検疫実施空港及び港湾において、厚生労働省からの依頼に応じ、自衛隊医官等による検疫業務への支援を行う。

(4) 緊急物資等の輸送（国内発生早期等）

重点的感染拡大防止策が実施されている場合などにおいて、都道府県等からの要請等に基づき、自衛隊の車両、艦艇、航空機等により、救援物資等の輸送を行う。

(5) 防衛医科大学校病院及び自衛隊病院における診断・治療（国内発生早期～国内感染期等）

防衛医科大学校病院及び自衛隊病院は、国内発生早期から国内感染期においては、都道府県等からの依頼等に基づき、帰国者・接触者外来等を設置して可能な範囲で診療を行う。

国内感染期等においては、引き続き診療を行うとともに、可能な範囲で入院を含めた診療を行う。